

会議記録（要旨）

会議の名称	第 13 回 広陵町自治基本条例推進会議
開催日時	令和 7 年 11 月 20 日（木）9：30～11：30
開催場所	広陵町役場 3 階大会議室
出席委員の人数	委員：16 名 オブザーバー：3 名
欠席委員の人数	2 名
出席職員等	地域振興部長 <事務局> 地域振興部 協働のまちづくり推進課 3 名 産業総合支援課 1 名 <運営支援> 特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 2 名
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	-
傍聴人の人数	3 名
次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 前回までの概要：自治基本条例（7 章～11 章）の検証 4 議事 • 逐条解説書の最終（案）の報告について • 条例改正（案）について • パブリックコメントの実施について（併せて、住民向け自治基本条例シンポジウムについて） 5 その他（今年度の部会、今後のスケジュール、委員委嘱の延長） 6 閉会

会議の記録（要旨）

議事／発言者等	発言内容等
1 開会	
事務局	○ただいまから、第 13 回広陵町自治基本条例推進会議を開会します。 （全体進行説明、委員の出席状況の報告） ○当会議は公開で傍聴可能とさせていただいております（3 名傍聴）。 ○資料の確認（事前送付資料と本日配布資料） 次第/資料 1：第 13 回広陵町自治基本条例推進会議/資料 2：意見集約ワークシート/資料 3：逐条解説書（案）/資料 4：改正概要（案）・条例改正（案）・新旧対照表（案）/資料 5：パブリックコメントの実施について/資料 6：住民向け広陵町自治基本条例シンポジウムについて（案）/資料 7：今後のスケジュール（案）/施策実施状況報告書

	○事務局職員等の紹介
2 会長あいさつ	
会長	○次回答申に向けて、検討・審議よろしくお願ひいたします。 ○議事に入る前に、前回までの概要報告を事務局からお願ひします。
3 前回までの概要（報告）	
事務局	○「資料1」に基づき、説明
4 議事	
会長	○本日の議事(1)、逐条解説書の最終案について、事務局から説明してください。
事務局	○資料3に基づき説明
会長	○ご質問、ご意見がありますか。
委員	○11pの「解釈」の項の記載、少しあまりにくいで、修正意見を提案します。
会長	○事務局は、ご指摘の点について協議のうえ、修正をお願いします。
委員	○54pの「運用」の項、実施要綱の制定年月日を入れるべき。 成案になるのは町長決裁ですか。 前回、合意を得たと思っているので、進めていただいてもいいかと思っている。
事務局	○今、府内で施行に向けて手続きを進めています。 正式に決まり次第、制定年月日を入れてまいります。
会長	○それでよろしいか。
委員	○お願いします。
会長	○他にないようですので、ご指摘の点について事務局で加筆修正する ということで逐条解説書（案）を決定します（異議なし）。 ○議事(2)、条例改正案について、事務局から説明してください。
事務局	○資料4に基づき説明
会長	○何か、ご意見・ご質問はありますか（異議なし）。それではこの内容 で決定し、議會上程をお願いします。 ○議事(3)、パブリックコメントの実施について、事務局から説明して ください。
事務局	○資料5に基づき説明。併せて、資料6に基づき「シンポジウムの開

	について」説明
会長	○何か、ご意見・ご質問はありますか（異議なし）。異議なしということで決定します。
事務局	○追加説明ですが、当条例改正案に加え、逐条解説書も情報提供して広くご意見を聞くようにしてまいります。
会長	○よろしくお願いします。ご異議がないようですので、これで進めてまいります。本日の議事は終了です。
5 その他について、6 閉会（あいさつ、連絡事項）	
会長	次の「次第5（その他）」について、事務局から説明してください。
事務局	○資料6及び資料7に基づき説明
会長	○「計画推進部会」は施策実施状況報告書の点検・検証ということで12月9日、来年1月15日開催、「条例周知部会」はシンポジウムの企画検討ということで12月4日開催、最終第14回推進会議は来年2月13日開催ということです。皆さん、よろしくお願いします。
委員	○「計画推進部会」に所属していますが、12月4日の「条例周知部会」に参加・傍聴はできますか。
事務局	○参加・傍聴可能です。よろしくお願いいたします。
会長	○最後に、皆さんご意見・ご助言・感想等一言ずつコメントをお願いします。
委員	○かなりわかりやすくなって良かったです。
委員	○逐条解説書にQRコードがついてアクセスしやすくなった。表紙のイラストは前の方が良かったのでは。まちづくり協議会設立では、自治会長役員の業務が増えるのではという懸念の声もある。
会長	○これについては、別途、理解を深めるための検討が必要ですね。
委員	○自治基本条例について、1月24日開催のシンポジウムでたくさんの方々が知る機会となればと思います。まちづくりの大切さを学ぶ機会になればと思います。
委員	○住民周知のためにも、パブリックコメントは大切だと思います。
委員	○条例をいかに知っていただくか、まちづくりを身近に考えていただくために、催しに自治基本条例何条に基づくというクレジットを入れ

	れるという取組みは大切。これからもまちづくりに尽力していきたい。
委員	○大好きなまち、広陵町がますます好きになった。これからも住み続けたいまちとなるよう、条例を活かしていきたいと思う。
委員	○活動の担い手が減少している。老人クラブや婦人会も解散するなか、区としては地域力の見直しと活性化を図るために勉強会をやろうと考えています。
委員	○活動する住民側においても、その活動が自治基本条例何条に基づくといった点検をしていきたい。
委員	○パブリックコメントの閲覧場所を若者・子ども向けの所も入れると効果が挙がるのでは。提出方法もQRコードからできるなどITを活用してはどうか。
委員	○委員になって種々勉強できた。これから周知をどうしていくのか、一緒に進めていくことが大切だと思う。
委員	○わかりやすくなってきたが、周知が大切。若い世代へ広げていく取り組みを検討していきたい。
委員	○逐条解説書が見やすくなった。今後は、わかりやすいPR配布物の制作が必要だと思う。
委員	○条例策定から関わってきたが、町民公益活動を自ら率先してやっていくことが大切だと改めて思う。
委員	○1月24日のシンポジウム、周知PR期間が短いのが残念。パブリックコメントの期間が1月25日終了となると、果たして多くの意見が集まるのかどうかも心配。
副会長	○皆さんのご尽力でいいものができたが、これからどうしていくのかが大切。地域によって立場によっていろんな考えがあるので、1月24日のシンポジウムは、いろんな人の意見を聞く機会にしていきましょう。大分の火災でも犠牲者が少なかったのは、条例があって民の力が大きかったからと聞いている。広陵町でもみんなの力でまちづくりを進めていきましょう。
会長	○今後は、周知啓発が大切というご意見が多かった。その意味からも、条例何条に基づくというクレジットを入れるというのは大切なですね。

事務局	○順次進めておりまして、住民が行う町からの補助事業についても入れていただくようお願いしております。
会長	<p>○これからもよろしくお願いします。</p> <p>○小中学校との連携も大切です。他都市の事例では学んだ子どもが郷土愛に目覚め、大人になって担い手となっています。まちづくり協議会づくりで負担が増えるという懸念もわかりますが、実は自治会活動に参加すると楽しみも増える、知り合いが増える、地域活動から得られることが多いということを学ぶことができる生涯学習が大切です。また、地方自治法改正により、指定地域共同活動団体を指定することができるようになりました。まちづくり協議会にも利点がありますので、次のステップとして検討していくことも必要です。</p> <p>○それでは、これで本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。 事務局から、連絡事項等お願いします。</p>
事務局	○ありがとうございました。今後、パブリックコメントへの回答もご一緒に検討いただきますよう、お願い申し上げます。これから周知PR活動もよろしくお願ひいたします。事務局からのご連絡がございます。
事務局	<p>○逐条解説書8pにも記載しておりますとおり、周知PRに努めておりますのでご参考ください。また、学校との連携も進めてまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>○皆様方の委嘱期間ですが、現在本年11月29日までですが、見直しの答申を行う年度末まで延長させていただくため、ご意向をお伺いしてまいりました。近々お手元に委嘱状をお送りしますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
事務局	○本日はありがとうございました。引き続き、各部会に分かれてご検討いただきますが、よろしくお願ひ申し上げます。

(以上)